**龍谷大学校友会佐賀県支部規約**

（名称）

第１条　この会は、龍谷大学校友会佐賀県支部（以下、「本会」という）と称する。

（事務局の所在地）

第２条　本会の事務局は、佐賀龍谷学園水ヶ江キャンパス内（佐賀市水ヶ江三丁目一番二十五号）に置く。

（会員）

第３条　本会の会員は、佐賀県内に在住または勤務する龍谷大学校友会員及び龍谷大学に在籍・在職した者で入会を希望する者、並びに支部長が認めた者とする。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて龍谷大学の発展に協力する

ことを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　 (1)　総会、役員会、懇親会、講演会等の開催

　 (2)　校友会本部および龍谷大学が行う事業への協力

　 (3) その他、本会の目的を達成するために必要と思われる事業

（役員）

第６条　本会に次の役員を置き、その任期は２年とする。ただし、再任を妨

げない。なお、途中就任の場合は前任者の在任期間とする。

(1)　支部長　　　１人

(2)　副支部長　　若干名

(3)　事務局長　　1人

(4)　事務局員　　若干名

(5)　会計　　　　１人

(6)　監事　　　　２人

(7) 顧問　　　　若干名

（役員の選出）

第７条　役員の選出は、卒業学部や性別・年代・地域等のバランスを考慮して、

次のように行う。

(1) 支部長および監事は、会員の中から総会において選出する。

(2) 前条のその他の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。

（役員の任務）

第８条　役員は次の任務を行う。

　 (1) 支部長は本会を代表し、会務を総理する

　 (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある時はその職務を代行する

(3) 事務局長は本会の諸事務を処理する

　 (4) 事務局員は事務局長を補佐する

　 (5) 会計は本会の会計事務を処理する

　 (6) 監事は本会の事業および会計を監査する

　 (7)　顧問は支部長の諮問に応じて、助言を行う

（役員会）

第９条　役員会は第６条の者で構成し、必要に応じ支部長が招集する。

　２　役員会は次の事項を審議する。

　 (1) 総会に付議する事項

　 (2) 本会の運営に関する事項

(3) その他必要な事項

（総会）

第１０条　総会は本会の最高議決機関であり、年1回支部長が招集する。

　２　臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、または会員の３分の２以上の

請求があったとき、または監事から開催を請求されたとき、支部長が招集

する。

　３　総会は、会員のうち、委任状を含む半数以上の出席により成立する。

　４　総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は支部

長が決する。

　５　総会は次の事項を審議する。

　 (1) 事業計画、予算、事業報告、決算の承認

　 (2) 支部長、監事の選任

　 (3) 規約の変更

　 (4) その他必要な事項

（会計）

第１１条　本会の経費は、会費、寄付金、本部からの助成金、その他の収入を

もってあてる。

　２　会費は年額１,０００円とし、毎年徴収する。また、一括３０,０００円を

納付した会員は永年会員とし、以後の会費は徴収しない。

　３　会員が同居する同一家族に複数いる場合は、登録２年目から２人目以降

の会員につては会費は徴収しない。

　４　年会費は主に通信費や事務費に充当し、懇親会費等諸行事における経費は、その都度参加費として徴収する。

　５　会計年度は毎年４月１日から３月３１日までとする。

　　　なお、発会年度は発会日から翌年の３月３１日までとする

附　則　　１．この会則は２０１８（平成３０）年９月８日から施行する。